別表三の二付表三

「連結特定同族会社の留保金個別帰属額から控除する留保控除個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、特定同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13((連結特定同族会社の特別税率))の規定の適用を受ける場合(同条第4項各号に掲げる金額のうち同項第2号に掲げる金額が最も多い金額である場合を除きます。)に各連結法人ごとに記載し、連結留保金額に対する税額のうち各連結法人の個別帰属額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載し、括弧の中には	
	連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算	
	を行う連結法人の法人名を記載します。	
「適格合併等により増加し	適格合併若しくは適格分割型分割により被合	
た連結個別利益積立金額	併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた連	
4 」	結個別利益積立金額、連結完全支配関係がある	
	他の連結法人の株式の譲渡等により増加した連	
	結個別利益積立金額又は完全支配関係がある法	
	人の寄附修正事由により増加した連結個別利益	
	積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により	適格分割型分割により分割承継法人に引き継	
減少した連結個別利益積立	いだ連結個別利益積立金額、連結完全支配関係	
金額5」	がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少	
	した連結個別利益積立金額又は完全支配関係が	
	ある法人の寄附修正事由により減少した連結個	
	別利益積立金額を記載します。	
「個別帰属利益積立金差額	この金額がマイナスとなる場合には、0と記	例えば、「2」の金額が
7」	載します。	25,000,000円、「6」の金
	なお、「期末連結個別利益積立金額6」の金	
	額がマイナス(△)である場合には、「同上の	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	25%相当額2」の金額にそのマイナスの金額の	と5,000,000円との合計額
	正数金額を加算した金額を記載します。	30,000,000円を「7」に
		記載します。

3 根拠条文

法81の18①一、令155の25、155の43